

## 指定避難所と福祉避難所について

### 1 指定緊急避難場所・指定避難所とは

災害時における避難する場所には、「指定緊急避難場所」と「指定避難所（広域避難所）」の2種類あります。

#### (1)「指定緊急避難場所」

災害が発生した場合または発生の恐れがある場合に、災害の危険から逃れるため、一時的に避難する施設・場所。

※避難後は、被害状況に応じ、市が指定する「指定避難所（広域避難所）」等に避難する。

※指定施設：市内小・中学校、文化センター、体育センター

#### (2)「指定避難所（広域避難所）」

災害の危険性があり避難した被災者が、災害の危険がなくなるまでの間または災害により家に戻れなくなった被災者が一時的に滞在する場所。

※防災備蓄倉庫が設置され、食料、物資の配給を行う施設

※指定施設：市内小・中学校、文化センター、体育センター

### 2 福祉避難所とは

高齢の方や障がいのある方、乳幼児その他特に配慮を要する方で、指定避難所での生活が難しい方のために開設する避難所。

※災害発生後にすぐに開設される避難所ではないため、まずは身近な指定避難所に避難する。

※指定施設

公共施設 健康増進センター、総合福祉センター

民間施設 生活協同組合コープみらい

社会福祉法人松寿会（特別養護老人ホームサニーホーム）

社会福祉法人ピースクエア（特別養護老人ホームけやきの杜）

社会福祉法人徳慈会（特別養護老人ホームさくら苑）

（裏面あり）

### 3 地域避難所とは（参考）

災害時に一時的に避難者が集まり、安否確認等を行う場や、地域の自主防災組織等が災害時を行う拠点等として、地域の自主的な運営による避難する場所。

※指定場所：各地域の公民館、集会所、公会堂や、勤労福祉センター、北本高校、コミュニティセンター、学習センター、北本スポーツセンター、野外活動センター、こども公園、自然観察公園など

### 4 福祉避難所への直接の避難について

令和3年5月に内閣府により「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改訂され、福祉避難所への直接の避難の促進が盛り込まれました。

防災計画や個別避難計画等の作成を通じて避難先である福祉避難所ごとに事前に受入対象者の調整を行い、避難が必要となった際に福祉避難所等へ直接の避難を促進するというものです。

本市においては、現状では1及び2に示した取り扱いとしているところですが、改定されたガイドラインを踏まえ、関係課と協議を行い、福祉避難所の運営の在り方について検討を進めていきます。